

注記 (茂原市 連結財務書類)

I 重要な会計方針

(1) 有形固定資産及び無形固定資産の評価基準及び評価方法

- ① 有形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
ア 昭和 59 年度以前に取得したもの……………再調達原価
ただし、道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
イ 昭和 60 年度以後に取得したもの
取得原価が判明しているもの……………取得原価
取得原価が不明なもの……………再調達原価
ただし、取得原価が不明な道路、河川及び水路の敷地は備忘価額 1 円としています。
- ② 無形固定資産……………取得原価
ただし、開始時の評価基準及び評価方法については、次のとおりです。
取得原価が判明しているもの……………取得価額
取得原価が不明なもの……………再調達原価

(2) 有価証券等の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的有価証券……………償却原価法（定額法）
- ② 満期保有目的以外の有価証券
ア 市場価格のあるもの……………該当ありません
イ 市場価格のないもの……………取得原価（又は償却原価法（定額法））
- ③ 出資金
ア 市場価格のあるもの……………該当ありません
イ 市場価格のないもの……………出資金額

(3) 棚卸資産評価基準及び評価方法

貯蔵品……………総平均法による原価法
ただし、一部の連結対象団体においては、先入先出法によっています。

(4) 有形固定資産等の減価償却の方法

- ① 有形固定資産……………定額法
なお、主な耐用年数は以下のとおりです。
- | | |
|-----|----------|
| 建物 | 6 年～50 年 |
| 工作物 | 5 年～80 年 |

物品 2年～15年

② 無形固定資産……………定額法

ソフトウェアについては、当市における見込利用期間（5年）に基づいております。

③ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）……………自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法

(5) 引当金の計上基準及び算定方法

① 徴収不能引当金

未収金については、過去5年間の平均不能欠損率により、徴収不能見込額を計上しています。ただし、一部の連結対象団体においては、法人税法に規定する法定繰入率に基づく繰入限度額によっています。

長期延滞債権については、過去5年間の平均不能欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

長期貸付金については、過去5年間の平均不能欠損率により（又は個別に回収可能性を検討し）、徴収不能見込額を計上しています。

② 退職手当引当金

期末自己都合要支給額に総合事務組合（退職手当事業）に対する積立不足額から基金運用額相当額を控除した残額を加算した金額を計上しています。

③ 損失補償等引当金

履行すべき額が確定していない損失補償債務等のうち、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に規定する将来負担比率の算定に含めた将来負担額を計上しています。

④ 賞与等引当金

翌年度6月支給予定の期末手当及び勤勉手当並びにそれらに係る法定福利費相当額の見込額について、それぞれ本会計年度の期間に対応する部分を計上しています。

(6) リース取引の処理方法

① ファイナンス・リース取引

ア 所有権移転ファイナンス・リース取引（リース期間が1年以内のリース取引及びリース契約1件あたりのリース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引を除きます。）

通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

イ ア以外のファイナンス・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

② オペレーティング・リース取引

通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を行っています。

(7) 連結資金収支計算書における資金の範囲

現金（手許現金及び要求払預金）及び現金同等物（茂原市資金管理及び運用基準において、歳計現金等の保管方法として規定した預金等）としています。

なお、現金及び現金同等物には、出納整理期間における取引より発生する資金の受払いを含んでいません。

(8) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税込方式によっています。

ただし、下水道事業会計及び一部の連結対象団体（会計）については、税抜方式によっています。

(9) 連結対象団体（会計）の決算日が一般会計等と異なる場合の処理

該当ありません。

II 重要な会計方針の変更等

該当する事象はありません。

III 重要な後発事象

該当する事象はありません。

IV 偶発債務

(1) 保証債務及び損失補償債務負担の状況

他の団体（会計）の金融機関等からの借入債務に対し、保証を行っています。

(単位：百万円)

団体（会計）名	履行すべき額が確定していない 損失補償債務等		総額
	損失補償等 引当金計上額	貸借対照表 未計上額	
千葉県信用保証協会	0	694	694

(2) 係争中の訴訟等で損害賠償等の請求を受けているもの

重要な係争中の訴訟はありません。

V 追加情報

(1) 連結対象団体（会計）

連結会計財務書類の対象範囲は次のとおりです。

団体（会計）名	区分	連結の方法	比例連結割合
一般会計	一般会計	-	-
国民健康保険事業特別会計	公営事業会計	全部連結	100%
農業集落排水事業特別会計	公営企業会計	全部連結	100%
駐車場事業特別会計	公営企業会計	全部連結	100%
介護保険事業特別会計	公営事業会計	全部連結	100%
後期高齢者医療事業特別会計	公営事業会計	全部連結	100%
下水道事業会計	公営企業会計	全部連結	100%
長生郡市広域市町村圏組合 （一般会計）	一部事務組合	比例連結	57.08%
長生郡市広域市町村圏組合 （火葬場・斎場事業会計）	一部事務組合	比例連結	73.55%
長生郡市広域市町村圏組合 （病院事業会計）	一部事務組合	比例連結	66.53%
長生郡市広域市町村圏組合 （水道事業会計）	一部事務組合	比例連結	52.80%
九十九里地域水道企業団	一部事務組合	比例連結	22.48%
千葉県市町村総合事務組合 （一般会計）※退職手当事業を除く	一部事務組合	比例連結	0.20%
千葉県市町村総合事務組合 （自治研修センター特別会計）	一部事務組合	比例連結	2.60%
千葉県市町村総合事務組合 （交通災害共済特別会計）	一部事務組合	比例連結	3.32%
千葉県後期高齢者医療広域連合	広域連合	比例連結	1.58%

連結の方法は次のとおりです。

- ① 地方公営企業会計は、全て全部連結の対象としています。
- ② 一部事務組合・広域連合は、各構成団体の経費負担割合等に基づき比例連結の対象としています。

(2) 出納整理期間

地方自治法第 235 条の 5 に基づき出納整理期間が設けられている会計においては、出納整理期間における現金の受払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としています。

なお、出納整理期間を設けていない団体（会計）と出納整理期間を設けている団体（会計）との間で、出納整理期間に現金の受払い等があった場合は、現金の受払い等が終了したものとして調整しています。

(3) 表示単位未満の取扱い

百万円未満を四捨五入して表示しているため、合計金額が一致しない場合があります。